

## 令和7年度第3回 一般機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

### 1 開催日時、場所

日時 令和7年10月3日（金）午後1時30分～午後4時01分  
場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）  
(徳島市徳島町城内6-6)

### 2 出席委員

(公益委員) 竹原委員 撫養委員 米澤委員  
(労側委員) 川口委員 辻 委員 徳永委員  
(使側委員) 天野委員 森 委員 渡辺委員

### 3 主要議題

- (1) 金額改正審議
- (2) その他

### 4 議事

#### ○事務局（賃金室長）

それでは、全員お揃いになりましたので、専門部会を始めたいと思います。  
それでは、部会長、進行をよろしくお願ひいたします。

#### ○撫養部会長

皆さん、お疲れさまです。

それでは、ただいまより今年度第3回一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告してください。

#### ○事務局（賃金室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、専門部会全委員の3分の2である6名以上、または各側委員の3分の1である各1名以上の出席で成立することとなっております。本日は9名全員の委員の出席が確認されていますので本部会が有効に成立していることを報告いたします。

#### ○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは、最初に本日の資料、また伝達事項がありましたら、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（賃金室長）

本日は、資料及び伝達事項につきましては特にございません。

#### ○撫養部会長

本日は、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いします。

まず、前回9月30日における双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、春闘の賃上げ率4.84%に消費者物価指数の上昇率3%を加えた7.84%、金額にして83円を引上げて1,153円にするとのご意見、使側のご意見としては、トランプ関税により売上げが落ちていることから30円の引上げとしたいけれども、物価高騰に考慮して、さらに10円を加えた40円引き上げて1,110円とするとのご意見で終わっておりました。

前回からの変更等はございませんか。労側からお伺いします。**川口**委員、いかがでしょうか。

○**川口**委員（労側）

今のところないです。

○撫養部会長

次に、使側委員の**天野**委員、いかがでしょうか。

○**天野**委員

私たちのほうもございません。

○撫養部会長

この後の審議の進め方ですが、前回は労使の二者協議から入りましたが、今回はどうしましょうか。

○**川口**委員（労側）

公益委員と少し話がしたいです。

○撫養部会長

では、公労の二者協議から入ることにいたします。

事務局から二者協議場所への案内をお願いします。

○事務局（賃金室長）

二者協議につきましてはこの場所で行っていただき、使側委員の皆様には委員控室で待機していただくのでご案内いたします。

[公労、公使の順で二者協議]

○部会長 それでは、審議を再開します。

協議結果に関して、労使の方におっしゃっていただけたらと思います。

労側はいかがですか。

○**川口**委員（労側）

公労の二者協議が終わって、労側だけで下で話をしました。

先ほど物価上昇の話が出たんですけど、ずっと3%を超えていたのが、7月の時点で3%を割ったっていうことで、今2.8%というような数字が出てきましたので、それで計算すると68円という金額が出たので、ひとまず68円という額を提示させていただきたいと思

います。

○撫養部会長

ありがとうございます。続きまして使側お願ひします。

○**天野**委員（使側）

労側はプラス68円、ということですね。使側も下で話をしたんですけど、先ほど公使の間でお話しした時に他県のことをお聞きしましたら、地賃の目安に近いところで出てきてる県がいくつかあると、お聞きして、徳島県の実情だけ言っていたのでは難しいのかなと話合いまして、プラス60円でお願いしたいなと思っています。

○撫養部会長

ありがとうございます。労側は、現在の1,070円プラス68円の1,138円、使側は現在の1,070円プラス60円の1,130円というお答えをいただきました。

大分詰まってきたんですけども、まだちょっと合意までは至っておりません。

一度、労使で協議をやりますか。

○**川口**委員（労側）

労使っていうか、労の中では今68円のことしか話ができないので。

○**米澤**委員（公益）

もう一回話してみますか。

○**川口**委員（労側）

公労にしますか、労側だけでいいですか。

それでは、労側だけで話し合いを行いますので一旦、抜けます。

[労側委員、一時退室]

○撫養部会長

それでは、再開します。

労側のほうはどんな動きになりましたでしょうか。

○**川口**委員（労側）

地賃との差ということは意識しており、地賃が66円引上げだったっていうのがあり、本当はそこに1円でも上積みしたいという話もあったのですが、そこがなかなかまとまりませんでした。地賃が66円なので特賃も66円まで引き上げることができたらなっていうふうな話を今していました。また、地賃は66円上がったけど、特賃の引上げ額それより下がった場合に、組合員に説明する際に何と言って説明すればいいのかが危惧されて、ですから地賃と離されたくないっていう思いがある中での66円っていう金額を引上げたいと今、下で話をしてきました。

○撫養部会長

ありがとうございます。使側委員はいかがでしょうか。

○天野委員（使側）

60円っていうのを出したのは、最初労側が70円、私たちが50円を提示し、その間を取つて60円で、目安が63円、その目安に近づけたほうがいいだろうなということで60円にしたんです。60円でもすごく頑張ったほうだと思ってるんです。本来は50円で終わっていただきたいっていうのが本音だったんですけども。

66円ですか、公使でお話ししたときに、「地賃にのみ込まれる」っていうお話も出て、「のみ込まれていいんですか。」って問われて、それは避けたいと思って出た金額がプラス60円なんです。今日のところは60円以上っていう金額の回答は難しいですね。

○川口委員（労側）

さっきも言ったように地賃との差っていうことを意識した中で、66円っていう額が高いか低いかは、また別として、目安が63円というところがありますので、最低というか、目安プラス1円の64円、目安プラス1円という言い方は悪いですけど、64円は欲しいなっていうところまではしたんですよ。ですから地賃との差を詰められ過ぎるのもどうなのかなっていうこともあって、さっきは66円って言いましたけど、64円っていうところまでは話をしていけます。

○天野委員（使側）

私たちが下で話をした時に、どこまでの額っていうのは、取りあえず60円っていうところなんですが、国から言われた目安は63円、労側の言われている金額は1円違いますけど。

労側の方も1円にこだわられているとは思うんですが、私たちとしたら3円こだわってますので、4円まで上げるっていうのは。

○米澤委員（公益）

使側は63円であれば、オーケーですか、何とか納得できますか。

○天野委員（使側）

60円で、60円で本当に欲しかったです。円は切り上げると言われたら、切り上げるからいいんじゃないですかって言われるかもしれないんですけども、その金額と切り上げた金額の意味っていうのは、大きい会社さんにとってはそんなに大きな問題ではないと思いますけれども、小さい会社、小規模事業者にしたら、すごく大きな数字になっていくことになります。

ただ、地賃にのみ込まれたらっていうことを言われて、他の県の引上げ額も目安に近づいているということなんで、目安の63円、これでいかがですか。

○川口委員（労側）

実際、私は工場で直接の声っていうか、ほぼ聞かんのですけど、他の二人は直接現場の役員でもあったりするので、その思いというものがあるのかなっていうのが、辻さんの渋い顔にも出とるのかなとは思いながら。

○辻委員（労側）

ちょうど1年前の専門部会においてプラス50円で結審したと思うんですが、最終51円、52円、51円の攻防の中で、最終的にもう50円でいこうと去年はなったと思うんですけど、

去年、使側に譲った1円を今年は労側に譲ってもらうというのは無理ですか。

○**天野**委員（使側）

特に元気がある今年ですっていう場合だったら全然問題ないと思うんです。今年、まだこれから何があるか分からぬこういう状態の中で、1円こだわりたいなって思うんですけど。

○**米澤**委員（公益）

また地賃と開きが出てしまいしますね。

○**辻**委員（労側）

開くんやけど、去年と違うところは、目安よりも1円多く取ったよと。そこは持て帰った後、これで納得してくれと皆に説明します。ただ、地賃との差は縮まったけれども、でも去年より一歩前進して、これからまた頑張っていかなあかん、企業の中で地賃取れたけんいいわではなく、どこの企業もそうですけど、業務改善等色々なことをすると思うんですけど、それらに取り組みながら賃金も上がっていき、そして企業が発展し、後継者を育てていくっていうふうに最終的にはつながっていくと思うので、そのためにも64円で、去年の1円を今年に、どうか去年の1円を譲っていただきたい。

○**渡辺**委員（使側）

私、企業担当もしておりますが一労働者でもあります。この表というか今までの数字を見て、去年の上がり幅とか今年の地賃1,046円を見たときに、引上げ額63円が多分、組合の方にとって最低限の提示なんだろうなっていうことを思ってここに座らせていただいている。そこから1円にこだわる気持ちもすごく分かります。でも、それでも90円の差が87円ということで、ここまで頑張ったけど、1勝1敗みたいな感じかなとは思います。70円で提示いただいたのもすごく分かるところで、そうすると、目安よりも頑張ったし、差も去年より4円高くなつたっていうところが、すごくこだわられた63円から70円の間で最終は落ち着くのかなって想像しながらここの席に座らせていただいて、今の64円と63円、この1円っていうのが、多分労使の立場の違いの大きな1円、されど1円だなとは思います。

最終、ここで1円をすごく押したい気持ちもあるし、これまで**天野**委員がおっしゃった30円から始まって、下で話し合って60円まできた、じゃあ目安の63円まできたっていう、この頑張りというか、経営者側の気持ちも察していただいてこその組合かなっていうところもあるんですけど、だから私も何となく板挟み感はあるんですが、去年の1円をつていふことについては、本当の経営者の**天野**委員に私はお預けしたいなっていうふうに思います。

交渉の経緯はすごく分かるし、社員を納得させるっていう意味では、私も社員に給与のことは全部説明をする立場なので、すごく気持ちが痛いほど分かります、ベースアップしたときに、なぜこうなったかっていう根拠を説明して納得させなければいけないっていうお立場はすごく理解ができます。

○**天野**委員（使側）

下で金額の流れっていうお話を聞いてて、ああ、そういうのっていうのはよく分かったんです。だから、本当のところプラス60円まで行くつもりなかったんです。でも、その数

字の意味を聞いてて、60円は絶対行かないかんなって思いました。60円だったら、今までよくやってましたよね、間取ってっていうのをよくやってたんで、納得していただけるかなって思ってたんです。でも、さらに64円、去年は譲っていただいたっていうお話も分かれます。経営の苦しさばかり、特に弊社は苦しいところばかりのお話を聞いてるので、万々歳ですっていう会社のお話は聞いてないので、切々とお願ひするしかないところなんですけれども、でも本当は7月で関税が決まるだろうっていうところから、まだ公にも本当に決まってませんよね。決まってないので、大手からの仕事は本当に出てないんです。

労側の皆さんは大手さんなんですよ存じだと思います。徳島県、それから全国に出している仕事量、そういうのはよくご存じだと思うんですけども、その中で、発注も9月になつたら出てくるでしょうって言われてたのが、今は11月まで出ないようで、まだあと2か月もある。本当にその2か月で発注停止が終わるのか、その後も続くのかっていうところが不透明です。トランプ大統領なんで、本当に信じ切れてるのか、また日本の企業が信じて仕事を出してもらえるのか、そういう不透明なところで、でも地賃に飲み込まれたらいけないっていうので60円から63円に応じることにしましたので、1円はトランプ関税と思っていただけませんか。

#### ○辻委員（労側）

組合員に1円はトランプ関税なんだって言ってうまく納得してもらえるかというと、なかなか難しいのかなと思います。仕事の先行きがっていうところが、まだ不透明感のところが十二分にあるっていうところで……。

#### ○天野委員（使側）

でも、現場の方がよくご存じじゃないですか。弊社の取引先、7月から毎日掃除ばかりしています。100人の従業員が工場内の片づけと掃除をしているのです。仕事がないからです。それが2か月。今は、原価ぎりぎりのところの仕事を今までのお付き合いで取ってこられて、弊社にちょっといただいてますけれども、社内でできる仕事は社内でされてる状態です。

#### ○辻委員（労側）

公益の方と話をして言わせてもらうんですけど、労働組合のあるところっていうのは、1年に1回春闘があって、賃金、福利厚生もそうだし、そういう話をする場があるって、定期もしくはペアっていうて上がってはいると思うんですけど、全部が全部労働組合がある企業かっていうと、そんなことなくて、非正規の方とか労働組合がない中小の人っていうのは、すごい関心をもってこの最低賃金の審議を見ていると思うんですよ。でないと上がらないんで、給料が。世の中の物価が上がっていく中で、ここで僕たちが、ここで徳島県の全体を見て、この最低賃金の底上げをする必要があると思います。だからこの1円の重みというか、これまでずっと言わせてもらっていますが、ここで1円でも上げることによって、この労働者がちょっとでも希望を持って、来年も頑張ろうっていうふうになると思うんですよ。徳島県の底上げをする、しんどいところがあるのは十二分に分かります。ただ、その中で、徳島県全体の底上げをするっていう意味で、1円を酌んでもらえないかと思います。お願いします。

#### ○天野委員（使側）

じゃあ、みんなが首を縦に振ってるので、熱意に押されて。

○辻委員（労側）

ありがとうございます。

○川口委員（労側）

ありがとうございます。

○天野委員（使側）

是非お願いしたいのは、徳島県の大手の企業さん、大手の会社に勤められてると思うんですけれども、ぜひ仕事は徳島県内に優先的にお願いします。失礼ですけれども、弊社は小規模なので、県外から県内の会社さんの名前の図面が何枚も来ます。何で県内の仕事を県外に発注して、県外の企業さんから弊社のほうに来るのか、そのところが一番仕事をさせてもらって、悲しく、悔しいところです。

今、現場の仕事を出される方っていうのは、ほとんどが、失礼な言い方やけど丸投げっていうか、もう全部そこの会社で引き受けてくれる会社さんを求めてられます。それは県内だけじゃないんです。どこの会社さんも、大手さんは丸ごと引き受けてくれる会社さんを探されます。それはそれでコスト削減につながっていってるんだと思うんですけれども、徳島県でも丸ごと受け入れられるところはたくさんあります。運送代や連絡調整の費用等、県外企業に発注するのと県内企業で済ますのとでは、見えない経費に大きな違いが出てくると思うので、ぜひ県内に仕事を全部下ろすようにお願いします。

労働者の方も、今言われてましたけれども、仕事がなかつたら始まらないわけじゃないですか。小規模事業者も同じです。よろしくお願いします。1円で、1円で県内に優先的に下ろすように、よろしくお願いします。

それと、もう一つ、弊社は大手さんと直接取引してないんで、こんなこと言って失礼に当たるかもしれませんのですけれども、リピート品は単価を下げるよう、コスト削減と言われます。それは、ある程度までは分かります。2回目作成するときはそれなりに慣れてるので、工具関係の経費も準備しているため2回目は要らないので、コスト削減は実現できると思うんですけれども、注文をいただいて、3回、4回、5回と少しづつコスト削減を求められる会社さんもあるらしいです。ある程度のところで止めていただきたい。必要な経費っていうのは必ずありますので、そういうところも、使用者側ですけれども、下請企業がほとんどなので、考慮していただけたらありがとうございます。よろしくお願いします。

○撫養部会長

ありがとうございます。

いろいろ皆様、長時間にわたってご審議いただきありがとうございました。

これで労使が合意に至ったものと判断し、確認をいたします。

令和7年度の徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改定については、時間額を64円引き上げ、1,134円とする。適用除外については従前と同じとするということでよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○撫養部会長

発効日については、従前では12月21日としておりますが、いかがいたしましょうか。従

前と同じ取扱いがよろしいでしょうか。

○天野委員（使側）

すいません、発効日なんですけれども、最低賃金が来年1月1日。なかなか難しいと思うんですけども、業務改善助成金がもらえる機会を皆さん持っていただきたいと思うので、来年3月31日を希望します。秋田が発効日を3月31日として出してたので、大丈夫なのかなって。でもそれが駄目だったら2月の末、どうなんですか。それ難しいですか。

○川口委員（労側）

1月1日なら合意できるけど、あまりに延ばすと、どうなのって思いますね。去年、助成金を申請したいからって言って早々に目安で決めたじゃないですか。その時できえ12月21日だったのに、3月っていうのはどうでしょうか。

○天野委員（使側）

3月はちょっと難しいかなと思ったんですけど、2月の末ぐらいとかどうですか。1月1日に徳島県最低賃金が発効じゃないですか、そこから以降の助成金ですよね。

○事務局（賃金室長）

助成金は最賃の発効日までに申請っていうような形になってますね、今は。第2期の申請分はですね。

○天野委員（使側）

上がってからでなかつたら、幅は縮まらないですよね。

○事務局（賃金室長）

昨年度は事業場内最低賃金が最賃額からプラス50円以内が対象でしたが、今年度の9月5日より対象が拡大されて、事業場内最低賃金が改正前最賃額から改正後最賃額、つまり980円から1,046円までの場合が対象となりました。

○天野委員（使側）

いや、1月1日の段階だったら、一般機械は1,070円のままでですね。12月21日、例年どおりの発効をやめたら、そしたら最賃が1,046円になるので、その金額からプラス50円までの1,096円の範囲内が対象となることから申請することできるんですね。できないんですか。

○事務局（賃金室長）

9月5日の制度改正により徳島県内であれば現在のところ、事業場内最低賃金が980円から1,046円の間の場合が申請可能っていうような形になってますんで、1,070円の場合は、対象からは外れるのかなと。

○天野委員（使側）

昨年度のように改正後の最低賃金にプラス50円の範囲内であれば申請対象にはならないのですか。

○事務局（賃金室長）

例えば特定最賃額が1,038円の電気機械とかであれば、申請対象となる事業場もあるかもしれませんですが、一般機械は、金額が高いものですからちょっと難しいと思います。ただ、一般機械の場合でも、例えば軽易な業務の方であったり、65歳以上の高齢者の方であったりとか、いわゆる通常の県最賃を適用されるような方が事業場内最低賃金であれば対象になろうかと思うんですけども、通常の場合は、分からないですけど、多分1,070円以上ですよね。

○天野委員（使側）

そうですね。

○事務局（賃金室長）

多分、特定最賃を下回るということは多分ないと思いますので、そうなってくると、業務改善助成金の対象からは外れてくるのかなとは思います。

○天野委員（使側）

そうなんですか。じゃあ2月末でどうですか。遅過ぎますか。

最賃が1月1日ですよね。基本的には、最賃発効した後、特定っていう形ではないのですか。

○事務局（労働基準部長）

そのように決まってるわけではなく、別に12月21日に先に特賃が発効してもいいですし、かといって特賃が後の発効でも問題はありません。

○天野委員（使側）

もし、申請を出される方がいらした場合を考えて、じゃあ大体1月末で事業完了期限とこちらでうたっているので、1月31日発効でどうですか。

○米澤委員（公益）

1月31日にしたら、申請ができるのですか。

○事務局（賃金室長）

業務改善助成金の申請は、今のところ最賃が上がる発効日の前日までとなっている為、12月の末までになろうかと思います。例えば秋田のように発効日が3月31日であれば、3月の末頃まで申請できようかと思いますが、我々徳島においては1月1日を発効日にしてますので、その前日である12月の末までが申請期限っていうような取扱いにはなりますので、今回特賃の発効日を1月末まで延ばしたとしても、業務改善助成金の申請期限には、あまり関係がないと考えられます。

○天野委員（使側）

そうですか。1期、2期に続いて3期が出るかなと思って。いつも12月にもう一度変更が出たりするじゃないですか。

○事務局（賃金室長）

ただ、こればかりは分からぬんで、予算の執行状況や追加予算措置の状況によって判断されるかと思われますが、ただどうなるかというのは、今の段階では分からぬないです。

○米澤委員（公益）

そもそも対象にはならないわけですよね、今年は。

○事務局（賃金室長）

そうですね、はい。

○天野委員（使側）

分かりました。

○森委員（使側）

あと言いよったら、年に2回の昇給っていうのもあるので、3月31日に合わせてくれたって、年に1回でいいけるかなとかいうのも考えられます。

○米澤委員（公益）

最賃改定による昇給とベースアップの昇給との昇給時期をできれば揃えるということですか。

○天野委員（使側）

64円まで行ったわけなんで。

○米澤委員（公益）

昇給を合わせたいということでしょうか。

○天野委員（使側）

できたらそれがありがたいなっていうとこなんんですけど。

○事務局（賃金室長）

昇給時期というのは。

○天野委員（使側）

大体4月じゃないですか。

○森委員（使側）

4月の定期昇給がありますので。

○米澤委員（公益）

1日ずれが生じますが。

○天野委員（使側）

難しいとこでしょうか。

○事務局（賃金室長）

駄目とは言わないにしても、秋田の発効日については大々的にニュースになっていますし、批判的に受け止められる可能性はあります。

○**徳永**委員（労側）

北海道大学の教授さんが、発効日を遅らせることによって年間にしたらいくら損するみたいな、もらえる金額減るみたいな試算を出されていて、時給計算でいうと短いところで5日遅れると1円ぐらい減るとなっていたかと思います。ですから、そういう資料とかも出てきますので、できたらせめて県最賃と同じ1月1日に合わせるとかしていただきたいなと思います。

○**渡辺**委員（使側）

12月21日は見送って、1月1日に揃えるっていうことであれば。

○**天野**委員（使側）

それでいきますか。

○**渡辺**委員（使側）

そしたら、業務改善助成金も多分一緒になるので、申請もできますし、賃金を2回上げる必要があるということには変わりはないけれども、業務改善助成金の申請をするにあたって、発効日を12月21日になると日割計算していくという手間が掛かり、この年末調整の超多忙な時期に、すごくつらいものがあるかなっていうのは感じます。月給者だったら、もう12月1日から給料上げてくると思うんですけど、日給月給の会社だと、そこから多分、日割計算をして、12月20日には給与を日割計算して上げて、その申請書類も、もう一段増えるんですよね。ということもあるので、案外1月1日発効っていうのは、もしかして業務改善助成金を申請される会社さんにとっては中小問わず、優しいかなとは思います。

○**天野**委員（使側）

どうでしょうか。そうしたらどうですか。

○**川口**委員（労側）

1月1日。

○**天野**委員（使側）

1月1日。

○**渡辺**委員（使側）

それでしたら、妥当性もありますよね。

○事務局（労働基準部長）

そもそも従前の発効日が12月21日ですし、先ほどおっしゃられた年末調整等の事務的な煩雑さや業務改善助成金の申請期限を考慮したものであるとすれば、十分理由としては成り立つのではないかと考えます。

## ○撫養部会長

そうしましたら、発効日については来年の1月1日ということで両者の理解を得られましたので、この内容をもって最低賃金審議会会长への専門部会報告といたします。

事務局は専門部会報告の準備をお願いします。

委員の皆様は準備が整うまでしばらくお待ちください。

それでは、事務局は専門部会報告案を代読してください。

## ○事務局（賃金室長補佐）

部会報告案を代読させてもらいます。

令和7年10月3日、徳島地方最低賃金審議会会长段野聰子殿。

徳島地方最低賃金審議会徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会部会長撫養佳孝。

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年8月21日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記。徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員。公益代表委員、竹原大輔、撫養佳孝、米澤和美。労働者代表委員、川口誠二、辻康晴、徳永晶弘。使用者代表委員、天野多栄子、森誠、渡辺敏江。

別紙、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域、徳島県の区域。

2 適用する使用者、前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（メリヤス針製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務、ロ玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務。

4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,134円。

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生の日、令和8年1月1日。

以上となります。

## ○撫養部会長

この内容でよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○撫養部会長

確認いただきました当部会の報告は全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当部会の決議をもって審議会の決議とすることができます旨が第2回本審で決議されています。よって、直ちに専門部会報告の内容をもって局長宛て答申を行います。答申文案の内容は先ほどの専門部会報告文と同じですので、ご確認ください。

特に問題ないようでしたら、局長宛て答申を行います。

本日は局長がおられませんので、労働基準部長に答申文をお渡します。

(撫養部会長から中村労働基準部長に答申文が手渡される。)

事務局は、答申後の手続について説明してください。

○事務局（賃金室長）

本日の答申に対する異議の申出に関する公示につきまして、本日付けで行う予定しております。異議の申出期間につきましては、最低賃金法第15条第5項の規程により、公示日の翌日から起算して15日経過後の10月20日までとなります。

異議の申出がなければ、そのまま官報に公示を行い、今回発効日として決められました令和8年1月1日に発効できるように事務手続のほうを進めてまいります。異議の申出があった場合につきましては、速やかに日程調整を行い、異議に係る審議を行っていただく本審を開催することとなり、その後、官報公示期間を経て発効することとなります。異議申出審議の日程にもよりますが、できるだけ早く発効できるよう事務手続を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○撫養部会長

各委員のご協力により、全会一致で結審することができました。改めて感謝申し上げます。最後に、労働基準部長より挨拶をお願いします。

○中村労働基準部長

本来ならば局長からご挨拶を申し上げるところでございますが、代わりまして私からお礼のご挨拶を申し上げます。

本日、一般機械等製造業最低賃金の改正決定につきまして、全会一致での答申をいただきありがとうございました。一般機械等製造業最低賃金につきましては、今後、異議申出の手続を経て、令和8年1月1日の発効に向けた手続を進めてまいる予定です。私ども徳島労働局といたしましては、今後決定される一般機械等製造業の最低賃金について、地域最賃と同様に中小企業、小規模事業者を中心に周知に努め、履行確保に万全を期したいと考えております。

関係労使の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場でのお取組をお願い申し上げるとともに、今後とも労働行政に対しましては、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、結審に当たつてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○撫養部会長

以上で閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。